

幕別町・忠類村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・忠類村合併協議会規約第17条の規定に基づき、幕別町・忠類村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、幕別町及び忠類村(以下「関係町村」という。)の負担金並びに補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手續)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、会長の属する町村の関係規定によるものとする。

2 出納員は、次の各号に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の関係規定によるものとし、特に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年12月25日から施行する。

2 平成15年度については、第2条第2項中「年度開始前に」を「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日以降第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

附 則

この規定は、平成16年11月25日から施行する。

別表第1(第5条第1項関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 |

別表第2(第5条第2項関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|---------|---------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | 1 事務局費 |
| 2 事業費 | 1 事業推進費 | 1 会議運営費 |
| | | 2 調査研究費 |
| | | 3 広報広聴費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |